

I 事業所指定更新申請の概要

1 指定の更新制の導入について

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるか、定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間（6年）が設けられました。更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。

また、過去に取消し処分を受けるなど不祥事を起こした事業者や人員設備等の基準を満たしていない事業者は指定の更新を受けることができないことがあります。

2 指定の効力の有効期間について

指定日から6年間は指定の効力の有効期間となります。

3 「みなし指定」の更新について

次に掲げるサービス等については、「みなし指定」が適用され、更新の手続きは必要ありません。

- ・医療みなしの事業所については指定更新申請の手続きは必要ありません。
- ・施設みなしについては、介護老人保健施設で行う通所リハビリテーション等の各事業所については、本体施設で指定（許可）更新があれば、指定の更新があったものとみなされます。

「みなし指定」が適用されるサービス提供主体	対象となるサービス
健康保険法に基づき保険医療機関の指定等を受けた病院・診療所	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
健康保険法に基づき保険薬局の指定等を受けた薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
指定介護療養型医療施設	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
介護医療院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

4 休止中の事業所

休止中の事業所については、人員及び設備に関する基準を満たしていないので、指定更新を受けることはできず、指定の期間満了日をもって、指定の効力を失うこととなります。ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出され、基準を満たした場合は、

更新を受けることができます。

指定の更新を受ける場合は、有効期間満了日の1ヶ月前までに、再開届及び指定更新申請書を提出してください。また、指定の更新を受けない場合は廃止届を提出してください。

5 申請書の審査等について

- 申請書を受け付けてから、厚生省令で定められた人員基準、設備基準及び運営基準を満たしているか審査を行います。
- 審査のため書類の追加提出を求め、現地確認調査等を行う場合があります。その場合は、直接事業者へ連絡しますので、ご協力をお願いします。
- 県は事業者及び施設からの申請に基づき審査し、基準を満たしている場合は指定更新を行い、指定更新通知書を発行し郵送します。なお、申請した内容が厚生省令に定める基準を満たさない場合は、指定（許可）更新ができない旨の通知をします。
- 指定更新通知書は再発行はしませんので、取扱いにご注意願います。

II 事業者指定更新の申請手続

1 申請の手続

(1) 指定の単位

事業者及び施設の指定更新は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。したがって、申請書は事業所ごと、サービスごとに提出してください。

(2) 更新申請書の様式

更新申請には、第5号様式を用いてください。この様式により、知事が指定又は許可する介護保険制度上の26サービスについての指定又は許可の申請ができます。

第5号様式の付表は、サービスの種類ごとに様式及び記載事項が異なります。

(3) 手数料

更新申請に当たっては、申請する事業ごとに下記の手数料を、大分県収入証紙により納付する必要があります。

購入した大分県収入証紙を所定の様式に貼り付けて、申請してください。

手数料の区分	更新手数料	
居宅サービス	1件	9,000円
介護予防サービス	1件	3,000円
介護老人福祉施設	1件	15,000円
介護老人保健施設	1件	15,000円
介護療養型医療施設	1件	10,000円
介護医療院	1件	15,000円

※ 納付の方法は大分県収入証紙によるもののみであり、郵便局で販売している「収入印紙」での納付はできませんので、ご注意ください。

※ 大分県収入証紙は、県振興局、県土木事務所、県食品衛生協会（保健所内）の他、大分県庁別館2階等で販売しています。

(4) 添付書類

申請に当たっては、指定更新を受けようとするサービスごとに必要となる添付書類を添えて提出してください。

詳細については、「更新の手引き（各サービス）」を参照してください。

2 申請書の提出先

提出先はサービスの種類及び事業所の所在する市町村により異なりますので、各事業所ごとに送付する「介護保険事業所・施設の指定更新手続について（通知）」で確認してください。

①施設系

サービスの種類	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、訪問リハビリテーション（介護老人保健施設が実施するものに限る）
---------	---



全て高齢者福祉課

提出先及び住所	〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班 電話 097-506-2686
---------	--

②居宅系

サービスの種類	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
---------	--



高齢者福祉課又は各保健所

事業所の所在地	提出先及び住所
由布市、大分市を除く他市町村※通知により指定	〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班 ・ 097-506-2686
別府市、杵築市、日出町、国東市、姫島村	〒879-1506 速見郡日出町字仁王山3531-24 東部保健所 地域福祉室 ・ 0977-72-2327
臼杵市、津久見市	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34 中部保健所 健康安全企画課 ・ 0972-62-9171
佐伯市	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1 南部保健所 健康安全企画課 ・ 0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2 豊肥保健所 健康安全企画課 ・ 0974-22-0162
日田市、玖珠町、九重町	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 西部保健所 地域福祉室 ・ 0973-72-9522
中津市、豊後高田市、宇佐市	〒871-0024 中津市中央町1-10-42 北部保健所 健康安全企画課 ・ 0979-22-2210

3 提出方法等

(1) 提出方法

- ・下記の提出先に、郵送（持参）してください。
- ・持参される際は、前もって担当に連絡しアポイントをとってください（アポイントがない場合、審査できないことがあります）。

(2) 提出部数

高齢者福祉課が申請窓口の場合・・・・・・・・ 1部

各保健所（地域福祉室）が申請窓口の場合・・・・ 2部

※各施設・事業所において、複本を保管しておいてください。

4 提出期限等

(1) 有効期間満了日のお知らせ

事業所の責任で有効期間満了日の把握を行っていただく必要がありますが、指定有効期間満了日前に、提出期限等について、更新申請書等の提出のお知らせ（「介護保険事業所・施設の指定更新手続について（通知）」）を送付しています。

(2) 提出期限

有効期間満了日の1. 5ヶ月前から1ヶ月前まで

※なお、各事業所ごとに送付する「介護保険事業所・施設の指定更新手続について（通知）」により、特に記載のあるものについては通知に従ってください。

(3) 指定更新通知書の交付

有効期間満了日までに「指定更新通知書」を郵送します。

5 基準の遵守等について

(1) 指定（許可）更新の取消し

指定（許可）更新を受けた事業者又は施設が、厚生省令で定める基準を満たすことができなくなったとき等介護保険法に規定する一定の事由に該当したときは、知事は指定（許可）を取り消すことができます。

指定を取り消したときは、知事はその旨を「大分県報」に登載して公示します。

（介護保険法第77条、第92条、第104条、第114条の6及び第115条の9）

(2) 基準の遵守等について

厚生省令で各サービスごとに定められた人員、設備及び運営に関する基準は、サービスの事業等がその目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、指定（許可）を受けた事業者又は施設は常にこの基準を満たし、事業運営の向上に努めることが求められます。

また、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めることが求められます。

6 問い合わせ先

問い合わせは、更新申請書類の提出先に行ってください。